

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成30年8月2日(2018.8.2)

【公開番号】特開2018-88932(P2018-88932A)

【公開日】平成30年6月14日(2018.6.14)

【年通号数】公開・登録公報2018-022

【出願番号】特願2018-36325(P2018-36325)

【国際特許分類】

C 12 M 1/26 (2006.01)

G 01 N 33/574 (2006.01)

【F I】

C 12 M 1/26

G 01 N 33/574

D

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月19日(2018.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

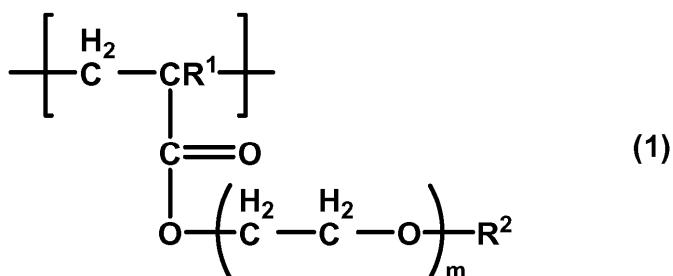
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金以外の金属で作製された生体物質捕獲用のフィルターの表面に金めっきが施されており、金めっきが無電解金めっきであることを特徴とする、生体物質捕獲用のフィルター(ただし、下記一般式(1)で表される構造単位を含むポリマーからなる癌細胞接着性向上剤で被覆されたフィルターを除く。)

【化1】



[式中、R¹は水素原子又はメチル基であり、R²はメチル基又はエチル基であり、mは1~3である。])。

【請求項2】

無電解金めっきがシアンを含まないことを特徴とする、請求項1に記載の生体物質捕獲用のフィルター。

【請求項3】

生体物質捕獲用のフィルターがニッケルを主成分とすることを特徴とする、請求項1又は2に記載の生体物質捕獲用のフィルター。

【請求項4】

生体物質捕獲用のフィルターがニッケル、銀、パラジウム又は銅を含む合金を主成分とすることを特徴とする、請求項1又は2に記載の生体物質捕獲用のフィルター。

【請求項5】

無電解金めっきが、置換型の金めっきと、置換型金めっき上に存在する還元型金めっきの組み合わせからなることを特徴とする、請求項1～4のいずれか一項に記載の生体物質捕獲用のフィルター。

【請求項6】

置換型金めっきが亜硫酸金を含む非シアン型であることを特徴とする、請求項5に記載の生体物質捕獲用のフィルター。

【請求項7】

金めっきの厚みが0.05μm以上1μm以下であることを特徴とする、請求項1～6のいずれか一項に記載の生体物質捕獲用のフィルター。

【請求項8】

生体物質が細胞であることを特徴とする、請求項1～7のいずれか一項に記載の生体物質捕獲用のフィルター。

【請求項9】

細胞ががん細胞であることを特徴とする、請求項8に記載の生体物質捕獲用のフィルター。

【請求項10】

生体物質捕獲用のフィルターの貫通孔の開口形状が円、楕円、角丸長方形、長方形及び正方形からなる群から選択される一つ以上の形状を含むことを特徴とする、請求項1～9のいずれか一項に記載の生体物質捕獲用のフィルター。

【請求項11】

生体物質捕獲用のフィルターの貫通孔の開口形状が長方形及び角丸長方形からなる群から選択される一つ以上の形状を含み、その短辺の長さが5μm以上15μm以下であることを特徴とする、請求項1～10のいずれか一項に記載の生体物質捕獲用のフィルター。

【請求項12】

生体物質捕獲用のフィルターの膜厚が3μm以上50μm以下であることを特徴とする、請求項1～11のいずれか一項に記載の生体物質捕獲用のフィルター。